

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、その内容をお知らせします。各大学等におかれては、引き続き、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図るための工夫をお願いします。

事 務 連 絡
令和4年7月15日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における
感染対策の徹底等について（周知）

令和4年7月15日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の変更が行われましたので、その内容を下記のとおりお知らせします。

学校の取扱いに係る記載に関しては、下記の下線部のとおり追記がありましたが、そのほかの記載については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び濃厚接触者の特定に係る取扱いの変更等について（周知）」（令和4年5月23日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）においてお示しした内容から変更はありません。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、変更された基本的対処方針及び「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）」（令和4年3月22日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）等において示した留意事項を踏まえ、引き続き、学生の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立にお取り組みいただくようお願いします。

また、部活動等の課外活動における感染対策については、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところですが、引き続き複数の大学等から部活動等に関連する集団的な感染事案の報告が届いています。各大学等におかれては、「新型コロナウ

ウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和4年2月18日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）において示したオミクロン株の特性を踏まえた感染対策の留意事項を改めて確認の上、今般の基本的対処方針に示された検査の活用及び効果的な換気等の感染拡大防止策を講じるなどの感染対策の徹底・強化をお願いします。特に、感染が拡大している地域又は感染が高止まりしている地域において、大学等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、大学等の判断で、部活動等における感染リスクの高い活動を制限することや、参加者の健康管理を一層徹底するなどの対応を講じていただくようお願いします。

加えて、検査の活用及び効果的な換気等の感染拡大防止策については、7月14日に開催された新型インフルエンザ等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会において取りまとめられた「効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について」及び「感染拡大防止のための効果的な換気について」も併せて御参照ください。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いします。

記

・ 変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について

（１）対処方針の内容

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_040715.pdf

（２）学校の取扱いに関連する記載の抜粋（変更された箇所のみ）

※抜粋部分の下線部は、今回の変更において追記等があった箇所

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

（５）オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

政府、地方公共団体及び事業者等は、令和4年2月4日及び同年7月14日のコロナ分科会提言を踏まえ、現行の対策に加え、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化するものとする。

具体的には、社会経済活動をできる限り維持しながら、効果が高いと見込まれる対策を機動的・重点的に取り組むことを旨として、次の感染防止策に取り組むものとする。

１）国民への周知等

国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること、特に高齢者や基礎疾患のある者及びこれらの者と日常的に接する者は感染リスクの高い場面・場所への外出は避けること、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行うこと、子供の感染防止策を徹底すること、高齢者や基礎疾患のある

者は早期に4回目接種を受けるとともにいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らすこと、お盆や夏休み等の帰省時等に高齢者や基礎疾患のある者と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認すること、早期にワクチン3回目接種を受けること等を促す。

換気については、令和4年7月14日のコロナ分科会提言を踏まえ、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行うことを促す。特に高齢者施設、学校、保育所等においては、同提言で示された施設の特性に応じた留意点を踏まえ効果的な換気を実施することを促す。

2) 学校等

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- ・ また、同マニュアル等を踏まえた対応を基本としつつ、身体的距離が十分に確保できないときは、児童生徒にマスクの着用を指導する。その上で、地域の実情に応じつつ、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業ではマスクの着用は必要ないこと、気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスクを外すこと等を指導する。加えて、運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じつつ、接触を伴うものをはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団での飲食の場面や移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。
- ・ 学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。
- ・ 地域の実情に応じ、小学校等内で感染者が複数確認された場合の関係する教職員や児童生徒等に対する検査の実施、発熱等の症状がある教職員や児童生徒等の出勤、登校等の自粛の徹底や、教職員に対する早期のワクチンの3回目接種等を行う。
- ・ 地域の感染状況に応じて、自治体又は大会主催者等若しくは学校等の判断で、部活動の大会前や修学旅行前等において、健康観察表や健康観察アプリ等も活用しながら、日々の健康状態を把握し、何らかの症状がある場合等は検査を行い、陰性を確認した上で参加することを可能とする。
- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、小学校等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、自治体又は学校等の判断で、教職員等に対する頻回検査や長期休業後等における教職員に対する検査、部活動等における感染リスクの高い活動の制限を行う。
- ・ なお、大学等においても適切に対応する。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) ワクチン接種

- ④ 3回目接種については、2回目接種完了から5か月以上経過した方に順次、接種することとし、特に、20代、30代の接種を促進するとともに、接種率が低い地域に対して個別に接種促進を図るなど、引き続き、着実な接種を進める。

また、引き続き1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。

(参考) 関連通知等

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和４年２月１８日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 「令和４年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）」（令和４年３月２２日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び濃厚接触者の特定に係る取扱いの変更等について（周知）」（令和４年５月２３日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220524-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- 「令和５年度大学入学者選抜実施要項」（令和４年６月３日付け４文科高第３０２号文部科学省高等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20220603-mxt_daigakuc02-000005144_1.pdf

- 「令和５年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和４年６月３日付け大学入学者選抜協議会決定）

https://www.mext.go.jp/content/20220603-mxt_daigakuc02-000005144_2.pdf

- 「BA.５系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」（令和４年７月１５日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040715_1.pdf

- 「効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について」及び「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和４年７月１４日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料２及び資料３）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/gijisidai.pdf>

＜本件連絡先＞

文部科学省 高等教育局高等教育企画課

連絡先：０３－５２５３－４１１１（内線：２４８２）